

別掲 植物由来プラスチックに係る御意見と対応内容

No.	該当箇所	御意見・御提案内容（概要）	対応内容
1	認定基準書 3.用語の定義	<p>「なお、本認定基準では、ポリ乳酸(PLA)、ポリエチレン(PE)およびポリエチレンテレフタレート(PET)を対象とする。」の削除を希望する。【理由】①「植物を原料とするプラスチック」がグリーン購入法基準要件の用語による引用定義であれば、グリーン購入法基準要件の「植物を原料とするプラスチック」では、「植物由来プラスチック」材料は限定なされていない。②環境省・経済産業省は、毎年、環境物品等の新基準に係る提案公募をしており、グリーン購入法適合毎に本認定基準を改訂する必要性が生じるため、ムダな作業が増えるものと想定される。③本認定基準の「植物由来プラスチック」新基準は、別表 2 のトレーサビリティを含め、極めてハードルの高い新基準案となっているため、必然的に適合できる「植物由来プラスチック」は限られ、WTO 上の各種協定からも敢えて限定される必要性はないものと考えられる。④現時点で適合が想定できるプラスチック材料は、「解説」の中に記載・継承されれば良いと考える。</p> <p>「なお、本認定基準では、ポリ乳酸(PLA)、ポリエチレン(PE)およびポリエチレンテレフタレート(PET)を対象とする。」を「なお、本認定基準では、ISO16620-1:2015 3.1.4 に定義される biobased synthetic polymer(原文 polymer obtained through chemical and/or biological industrial process(es), wholly or partly from biomass resources)の内、植物を原料とするもの。」へ修正願う。【理由】青取消線部を削除することで、定義が曖昧になると想定される場合、国際標準規格の用語定義を引用すべきと考える。</p>	<p>現段階で LCA などのデータが公表されており、サプライチェーンに関する十分な情報が得られたポリ乳酸 (PLA)、ポリエチレン (PE) およびポリエチレンテレフタレート (PET) について認定基準の検討を行ったため、対象とする樹脂を特定していません。その他の樹脂についても、市場動向等を踏まえつつ、検討に必要な情報が得られた時点で、認定基準の追加を検討します。したがって、原案どおりとします。</p>
2	認定基準書 4-1-1(4)a)	<p>証明方法について、ASTM D6866 の「-05」を削除願う。【理由】最新版は「-12」である為。</p>	<p>ご意見にもとづき、枝番号「-05」を削除しました。</p>
3	認定基準書 4-1-1(4)a)	<p>a) Certificates indicating the calculated content of bio-based synthetic polymers in the product shall be submitted. For the plant-based plastic (raw resin) thereof, measurement results of the bio-based synthetic polymer according to the 14C method specified in ISO 16620-2 or ASTM D6866-05 shall be attached. "</p>	<p>意見 No.2 の回答に同じ</p>

No.	該当箇所	御意見・御提案内容（概要）	対応内容
		The version of ASTM D6866 should be 12.	
4	認定基準書 4-1-1(4)a)	証明方法について、内容をより正確にするために、以下のとおり、修正いただきたい。「植物由来プラスチック(原料樹脂)は、ISO16620-2 または ASTM D6866 に規定される ¹⁴ C 法によるバイオベース炭素含有率の測定結果の値と成分組成を用いて、ISO16620-3 に規定される方法により算出したバイオベース合成ポリマー含有率の測定結果を添付すること」	ご意見を参考に、表現を修正しました。
5	認定基準書 4-1-1(4)a)	炭素法の測定には約 8 万円の費用がかかり、定期的な測定を課すのは申請者の負担増となる。また ¹⁴ C 法では炭素比だけしか分からないので、例えば炭素含有量の多い原料と少ない原料を 50 : 50 の配合比（バイオマス割合 50%）で製作しても炭素数の多い原料に引っ張られて数値が大きくなる可能性があるため、分子式まで遡って補正する必要がある。また、何年も生きる木材は使用する部位によっては核実験の影響を受けて数値が大きくなる可能性がある。	本項目は、ISO16620-3 に従って算出したバイオベース合成ポリマー含有率を、 ¹⁴ C 法によるバイオベース炭素含有率の測定結果により補正することを目的としています。測定は原料樹脂の段階で実施されていれば、当該原料樹脂を使用した最終製品で改めて測定を行わなくてもよいため、過剰な負担増とはならないと考えます。 なお、ISO16620-3 に従って算出したバイオベース合成ポリマー含有率と、 ¹⁴ C 法で測定したバイオベース炭素含有率とは乖離することが想定されるため、乖離が大きい場合にはその理由を説明いただくこととしています。 したがって、原案どおりとします。
6	認定基準書 4-1-1(4)a)	証明方法について、「測定」を「証明」へ修正願う。【理由】「証明」は法律用語で、「証明結果」は「証明書」等が該当する。	ここでいう「測定結果」は、「試験結果」と同義で使用しています。したがって、原案どおりとします。
7	認定基準書 4-1-1(4)a)	証明方法について、「ただし、第三者機関が行政機関や公益法人(一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人)ではない場合、第三者機関の監査または認証に係る運営システ	認定後に、申請者等の自主的な取組みによってバイオベース合成ポリマー含有率を

No.	該当箇所	御意見・御提案内容（概要）	対応内容
		ムの正当性を証明する第三者機関の証明書(監査：ISO/IEC17021等の適合性評価証明、製品：ISO/IEC17065等の適合性評価証明)を併せて提出すること。」を追加願う。【理由】第三者の有識者が介在する公的な機関は別として、民間組織で国際標準規格に基づく客観的な第三者システム監査(ISO外部監査)による適合性評価を受けていない、「科学的な根拠」にも該当し得ない「試験」証明や製品認証等の「調査」証明には正当性が全くなく、タイプ I 環境ラベルの信頼性向上には繋がらないため。	適正に管理いただくことを意図して設定しました。ご意見の要件を満足する第三者機関の活用も、自主的な取組みにおける選択肢の一つとなりえますが、上述の趣旨から、現段階で取組みの方法を限定する考えはありません。したがって、原案通りとします。
8	認定基準書 4-1-1(4)a	"An explanatory document stating that measurements of the content of bio-based synthetic polymer will be regularly carried out, and that measurement results can be disclosed as per a request of the Eco Mark Office; " "regularly carried out" is unclear. The specific interval and number of measurements should be listed.	意見 No.7 の回答に同じ。 測定の実施頻度は申請者等の自主的な取組みによることとしています。
9	認定基準書 4-1-1(4)b	別表 2 第 5 項について、対象の欄の「樹脂」を削除願う。【理由】「樹脂」ではなく、「粗原料」に係る基準である為である。	ご意見を参考に検討しましたが、原案どおりとしました。
10	認定基準書 4-1-1(4)b	別表 2 第 6 項について、「発酵など粗原料の製造工場で、地球温暖化係数の高いメタンを排出する場合、その処理状況を把握したか。」へ修正願う。【理由】①主たる以外の粗原料(MEG)もある。②PLA、PBS 等は「アルコール」でなく、「有機酸」が粗原料である。「有機酸」の場合、「発酵」で包含できる。	ご意見を参考に、表現を修正しました。
11	認定基準書 4-1-1(4)b	別表2第6項について、「 <input type="checkbox"/> 適用外(発酵工程がない)」を追加願う。【理由】「発酵」でない製造法(高压熱分解)がある為である。ただし、多エネルギー消費型製造法のため、LCA基準で適合しなくなる可能性が高い。	ご意見にもとづき、適用外のチェック欄を追加しました。
12	認定基準書 4-1-1(4)b	「植物原料の栽培から植物由来プラスチック（原料樹脂）製造までの各工程は別表2のチェックリストに適合する」の規定において、別表2第6項に関し、植物由来エタノールを粗原料にしないポリ乳酸は適用外にすることが出来るようにすべきである。	意見 No.11 の回答に同じ

No.	該当箇所	御意見・御提案内容（概要）	対応内容
13	認定基準書 4-1-1(4)c)	「原料調達」を「植物栽培」もしくは「資源採取」へ修正願う。【理由】曖昧な用語である為。	ご意見を参考に検討しましたが、原案どおりとしました。なお、本項で要求する LCA 評価には、植物栽培も含まれます。
14	認定基準書 4-1-1(4)	バイオマスプラスチックの中にはポリプロピレン（PP）やポリエチレン（PE）等に古古米や木粉、茶殻、コーヒー粕等を混合して加圧成形した「バイオマス変性系」というものがある。国産のバイオマスを有効利用した物で農水省等も推奨しているのでこれらも認証対象にしていただきたい。10年以上前から日用品や文房具等で実用化されている。	本方針は、新規商品類型として選定された「植物由来（非生分解性）プラスチック製品・合繊製品」にもとづき、植物由来プラスチックに特化して検討を行いました。バイオマス全般の評価については、エコマークとして別途、検討が必要であるため、現段階で認定対象に追加することは困難です。したがって、原案どおりとします。
15	認定基準書 4-1-1(4)	上記 No.14 で述べた「バイオマス変性系」の文房具・日用品にはクリアファイルやバインダー、黒板消し、クリップ、箸、スプーン、トレイ等が上市されている。バイオ PE やバイオ PET は物性が石油系と何も変わらないので配合率をどのようにもできるが、古古米や木粉等は相手のプラスチックにしてみれば混合物（増量剤）であるので、バイオマス割合を低くせざるを得ない物も有る。廃棄物を何とか有効利用しようと努力しているそれらの製品にも目を向けてほしい。基準値を 10%以上にしてもらえると頑張っている人達の救いとなる。	意見 No.14 の回答と同じ
16	認定基準書 4-1-1(4)	「バイオマス製品は（一社）日本有機資源協会のバイオマスマークの認定を受けていること」としてほしい。バイオマスマークはバイオマス製品を専門に足掛け 9 年間も認定作業を続けている。日本は世界からバイプラ認証機関が二つもあると批判されている。そこに新たにエコマークがバイオマスプラスチックの認証を始めて三つにもなると世界の笑い者になりかねない。生分解性製品については同様に「グリーンプラの認定を受けていること」とするのも良いと思う。	意見 No.14 の回答と同じ。 なお、認証機関として相互に協調して認証を進めていくことは望ましい方向性と考えます。
17	解説書 P2 3. 用語の定義	植物由来プラスチックに関する用語の定義の参考として挙げている記載箇所を「ISO16620-1:2015(Plastics -- Biobased content -- Part 1: General principles)」へ修正願う。【理由】今パブコメ新基準の実態に合わせた表現への修正が必要と考える。	ご意見を参考に、表現を修正しました。

No.	該当箇所	御意見・御提案内容（概要）	対応内容
18	付属証明書 P3 4-1-1(4)a)	「測定結果」を「証明書」へ修正願う。【理由】バイオベース合成ポリマー含有率は、ISO16620-2(C14 法)の測定結果より、ISO16620-3 で算出証明するものであるため。	意見 No.6 の回答に同じ

意見者 4、意見総数 18